

平成28年3月18日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室

電気事業法改正に伴う生協が行う電気関係事業実施に当たっての留意事項について

消費生活協同組合（以下「生協」という。）が行う電気に関する事業は、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）に基づき、自らの事業所で使用する電力を施設の屋上を利用して発電する太陽光発電等について、組合運営の一環として行われるものとして、定款変更は不要と整理しているところです。

平成28年4月の電気事業法の改正により、「電気の小売業への参入が全面自由化」されることとなります。これにより、各事業者は消費者を対象とする小売電気事業、電気小売の媒介・取次・代理事業（以下「小売電気関連事業」という。）等の電気事業に関する事業（以下、「本件小売電気事業等」という。）の実施が可能となります。

この改正により、生協も本件小売電気事業等を行えることとなりますが、生協は組合員の生活の向上を図る相互扶助組織であり、組合員の利便性向上を目的に事業を行うことが必要であるため、生協による本件小売電気事業等は、生協の組合員への供給を目的とすることを前提として、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第1号に規定する供給事業として整理いたしましたので、ご了知願います。

各都道府県におかれましては、所管生協に対し周知・徹底をお願いいたします。

記

1 生協における運用上の整理

生協による本件小売電気事業等の可能な範囲は、上記の基本的考え方及び現在の生協における電気に関する事業の実施状況を鑑み、組合員へ提供する場合に限るものとする。

(1) 小売電気事業

ア 法令上の整理

自家消費若しくは組合員への供給を目的とすることを前提として、小売電気事業を行う場合、生協法第10条第1項第1号に規定する供給事業として整理する。

イ 模範定款例上の位置づけ

消費生活協同組合模範定款例(平成12年1月7日厚生省発社援第4号)(以下「模範定款例」という。)では、生協法第10条第1項第1号に規定する供給事業の品目は、模範定款例第62条で品目を列挙し、その上で「その他の組合員の日常生活に必要な物資」とする規定を置いている。

これまで、生協における電気事業は、生協の自家消費とみなし、自家発電、PPS、FITを活用した発電・売電の事業は何れも組合運営の一環として行われるものとして、定款変更は不要と整理しているところである。

改正電気事業法による電気の小売電気事業を行う場合、事業品目は電気に関する事業として「その他の組合員の日常生活に必要な物資」に含まれるものと整理し、定款変更は不要とする。

なお、同条の留意事項において、電気事業の登録等、定款に記載せず所管行政庁に届けた事項は組合員に確実に周知することとされていることから、その旨を改めて組合員に周知されたい。

(事業の品目等)

第62条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医療品、
〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。(注2)

(中略)

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならない。医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならない。このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(中略)

<第62条(事業の品目等)関係>

5 上記において定款への個別の記載を省略し、所管行政庁へ届け出た事項については、組合員に確実に周知するものである。

(2) 小売電気関連事業(媒介・取次・代理事業)

ア 法令上の整理

組合員への供給を目的とすることを前提として、小売電気関連事業を行う場合、電気事業に関係する事業であることから、生協法第10条第1項第1号の供給事業に附帯する事業として、同項第8号の附帯事業として整理する。

イ 模範定款例との整理

現状、受託共済や保険会社の代理を生協が行っている場合を除き、特に定款に特に「媒介・取次・代理」に関する記載はしないものとして整理しているところである。

以上から、これまで同様、模範定款例第3条の「(8) 前各号の事業に附帯する事業」と整理し、定款変更は不要とする。

参考 整理

媒介：斡旋。他人の間に立って、他人間の法律行為が成立するように、第三者が当事者の間に立って尽力する事実行為（例：小売事業者と組合員の間で第三者が契約成立のため説明や書面交付を行う）

取次：自己の名をもって自己の名をもって他人のために行う法律行為（例：予め第三者が小売業者と取次契約を締結。第三者の名前で組合員と契約を締結する（説明義務、書面交付義務あり））

代理：本人に代わって他人が行う法律行為。当該行為の効果は本人に帰属（例：予め第三者と小売業者で代理契約を締結。小売業者の名前で第三者が組合員と契約を締結する。（説明義務、書面交付義務あり））

2 生協の子会社・関連会社が本件小売電気事業等を行う場合における運用上の整理

生協の子会社及び関連会社が本件小売電気事業等を行う場合においては、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（平成3年11月7日社生第124号）の3の子会社等に規定するとおり、生協が全額出資している子会社による本件小売電気事業等の供給は会員、組合員に限られること、全額出資でない会社については、生協法の趣旨を踏まえ適切な運営を行うことが必要となる。そのため、生協の子会社・関連会社の実情を踏まえた適切な対応をお願いします。